

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：茨城県（知事部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.3%
全職員	82.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	107.9%
本庁課長相当職	100.1%
本庁課長補佐相当職	101.1%
本庁係長相当職	93.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.6%
31～35年	97.1%
26～30年	97.6%
21～25年	94.2%
16～20年	89.1%
11～15年	91.2%
6～10年	93.1%
1～5年	87.4%

【説明欄】

男性の平均給与に対して女性の平均給与が低くなっている要因として考えられるもの

○任期の定めのない常勤職員

- ・勤続15年以下の区分に占める職員の割合が、男性は約46%、女性は約59%と、女性の方が高い。
- ・管理職手当及び扶養手当の受給者に占める男性の割合が、約83%及び約86%と、男性の割合が高い。
- ・時間外勤務手当について、女性一人あたりの平均支給額が男性の約67.6%であり、女性の方が低い。
- ・育児部分休業や育児短時間勤務を取得する職員の割合が、男性は約1%、女性は約8%と、女性の方が高い。

○全職員

- ・パートタイム会計年度任用職員が占める割合が、男性は約16%、女性は約31%と、女性の方が高い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」と同様に、知事部局、議会事務局、企業局、病院局、行政委員会（教育委員会、警察を除く全部局）を対象とした数値を算出している。